阪神水道企業団公報

平成29年1月16日(月)
第300号

毎月15日発行

目　次

◇条　例◇

○　阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◇規　則◇

○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

○　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○　阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

◇訓　令◇

○　阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する訓令

○　阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

◇告　示◇

○　平成27年度阪神水道企業団水道事業会計決算

◇議会告示◇

○　阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

◇公　告◇

○　郵便応募型条件付き一般競争入札による土地売却実施の公告について

◇条　　例◇

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団条例第７号

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（議員報酬等） 第２条　議長、副議長及び議員並びに監査委員の議員報酬等は、別表に定める額とする。 ２　省略 ３　省略 ４　省略	（議員報酬等） 第２条　議長、副議長及び議員並びに監査委員の議員報酬等は、別表に定める額とする。 ２　前項の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員である市長に係る議員報酬の額は、前項の別表に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。 ３　省略 ４　省略 ５　省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

◇規　　則◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第８号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（勤務１時間当たりの給与額の算出取扱） 第13条の２　条例第17条に規定する休日の勤務時間は、124時間とする。	（勤務１時間当たりの給与額の算出取扱） 第13条の２　条例第17条に規定する休日の勤務時間は、116時間15分とする。

備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、平成29年１月１日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第９号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成７年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（日常生活上必要な行為） 第３条　条例第２条の２第２項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 ⑴から⑷まで　省略 ⑸　負傷、疾病又は老齢により２週間	（日常生活上必要な行為） 第３条　条例第２条の２第２項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 ⑴から⑷まで　省略 ⑸　負傷、疾病又は老齢により２週間

以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） ア及びイ　省略	以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） ア及びイ　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成29年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第３条第５号の規定は、平成29年１月１日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第10号

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（失業者の退職手当） 第10条　省略 ２から４まで　省略 ５　勤続期間６月以上で退職した職員（第７項の規定に該当する者を除	（失業者の退職手当） 第10条　省略 ２から４まで　省略 ５　勤続期間６月以上で退職した職員（第７項の規定に該当する者を除

く。）であつて、その者を雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の２第１項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第１号に掲げる額が第２号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第２号に掲げる額から第１号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	く。）であつて、その者を雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者と、企業団の事務を同法第５条第１項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の２第１項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第１号に掲げる額が第２号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第２号に掲げる額から第１号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
⑴　省略	⑴　省略
⑵　その者を雇用保険法第37条の３第２項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第２項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第１項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第１項第１号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の４第３項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額	⑵　その者を雇用保険法第37条の３第２項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第２項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第１項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第１項第１号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の４第３項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
６　勤続期間６月以上で退職した職員（第８項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の２第１項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第２号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を	６　勤続期間６月以上で退職した職員（第８項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者と、企業団の事務を同法第５条第１項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の２第１項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第２号の規定の例に

受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。	よりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
7から10まで　省略	7から10まで　省略
11　第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11　第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。
⑴から⑸まで　省略	⑴から⑸まで　省略
⑹　求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者　同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額	⑹　公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者　雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額
12から14まで　省略	12から14まで　省略
15　第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業	15　第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。 16及び17　省略	16及び17　省略
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成29年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　退職職員（退職した阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「条例」という。）第２条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際、阪神水道企業団の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第５条第１項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第２条の規定による改正前の雇用保険法第６条第１号に掲げる者に該当するものにつき、この規則による改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第５項又は第６項の勤続期間を計算する場合における条例第７条の規定の適用については、同条第１項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」とする。

3　改正後の規則第10条第11項（第６号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この規則による改正前の阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（以下この項及び第５項において「改正前の規則」という。）第10条第11項第６号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に改正前の規則第10条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に改正後の規則第10条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4　改正後の規則第10条第15項において準用する同条第11項（第４号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則第10条第11項第４号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給

については、なお従前の例による。

5　施行日前に改正前の規則第10条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に改正後の規則第10条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則第10条第11項第５号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

◇訓　　令◇

訓令第５号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する訓令

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特別休暇） 第15条の２　職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。 ⑴～⑼　省略 ⑽　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話を行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをい	（特別休暇） 第15条の２　職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。 ⑴～⑼　省略 ⑽　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話を行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをい

う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 　１暦年につき５日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める期間	う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 　１暦年につき５日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める期間

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この訓令は、平成29年１月１日から施行する。

訓令第６号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成４年訓令第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（育児休業の承認） 第４条　職員は、企業長の承認を受けて、当該職員の３歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する	（育児休業の承認） 第４条　職員は、企業長の承認を受けて、当該職員の３歳に満たない子を養育するため当該子が３歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（第３条の２に規定する期間内に、職員（当該期間内に阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号。以下「勤務時間等規程」という。）第11条第１項に規定する産後休暇を取得し、勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした

養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として企業長が認める者を含む。以下同じ。）を養育するため当該子が３歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（第３条の２に規定する期間内に、職員（当該期間内に阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号。以下「勤務時間等規程」という。）第11条第１項に規定する産後休暇を取得し、勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。	最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。
２及び３　省略	２及び３　省略
４　第１項に規定する特別の事情とは、次に掲げる事情とする。 ⑴　育児休業の承認を受けている職員（以下「育児休業職員」という。）が、産前の休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 イ　死亡した場合 ロ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合 ⑵　育児休業をしている職員が第７条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 イ　前号イ又はロに掲げる場合 ロ　民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した	４　第１項に規定する特別の事情とは、次に掲げる事情とする。 ⑴　育児休業の承認を受けている職員（以下「育児休業職員」という。）が産前の休暇を始め若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第７条に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された場合	
⑶　育児休業職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。	⑵　育児休業職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
⑷　育児休業職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより、当該育児休業の承認が取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。	⑶　育児休業職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより、当該育児休業の承認が取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。
⑸　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書（様式第２）により企業長に申し出た場合に限る。）。	⑷　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書（様式第２）により企業長に申し出た場合に限る。）。
⑹　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。	⑸　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　改正前の欄の太線で囲まれた様式（以下「改正様式」という。）に対応する改正後の欄の太線で囲ま

れた部分（以下「改正後様式」という。）がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。
5　改正後様式に対する改正様式がない場合には、当該改正後様式を加える。
6　改正様式に対応する改正後様式がない場合には、当該改正様式を削る。

附　則

この訓令は、平成29年１月１日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第27号

平成28年第２回阪神水道企業団議会定例会において認定された、平成27年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

平成28年12月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

1．平成27年度阪神水道 企業団水道事業決算報告書

（1）収益的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　水道事業収益	22,462,943,000	0	0	22,462,943,000	**22,479,437,530**	16,494,530	
第1項　営業収益	19,376,330,000	0	0	19,376,330,000	**19,372,271,932**	△ 4,058,068	（うち仮受消費税及び地方消費税 1,434,983,101円）
第2項　営業外収益	1,609,196,000	0	0	1,609,196,000	**1,488,037,893**	△ 121,158,107	（うち仮受消費税及び地方消費税 2,702,564円）
第3項　特別利益	1,477,417,000	0	0	1,477,417,000	**1,619,127,705**	141,710,705	

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	予備費支出額	流用増減額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
第1款　水道事業費用	21,417,535,000	△ 890,000,000	0	0	0	20,527,535,000	0	20,527,535,000	**19,727,046,350**	0	800,488,650	
第1項　営業費用	18,208,737,000	△ 482,000,000	0	△ 87,720,000	0	17,639,017,000	0	17,639,017,000	**16,874,776,693**	0	764,240,307	（うち仮払消費税及び地方消費税365,359,444円）
第2項　営業外費用	2,795,794,000	0	0	87,720,000	0	2,883,514,000	0	2,883,514,000	**2,852,269,657**	0	31,244,343	（うち仮払消費税及び地方消費税146,240円）
第3項　特別損失	408,004,000	△ 408,000,000	0	0	0	4,000	0	4,000	**0**	0	4,000	
第4項　予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	**0**	0	5,000,000	

（２）資本的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　資本的収入	1,428,075,000	0	1,428,075,000	0	0	1,428,075,000	1,326,684,295	△ 101,390,705	
第1項　企業債	325,000,000	0	325,000,000	0	0	325,000,000	224,000,000	△ 101,000,000	
第2項　出資金	1,102,414,000	0	1,102,414,000	0	0	1,102,414,000	1,102,414,000	0	
第3項　国庫補助金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	
第4項　固定資産売却代金	658,000	0	658,000	0	0	658,000	270,295	△ 387,705	
第5項　工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	
第6項　その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	流用増減額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	不用額	備考
第1款　資本的支出	11,010,867,000	△ 460,750,000	0	10,550,117,000	2,284,545,000	0	12,834,662,000	10,322,025,772	2,133,318,000	0	2,133,318,000	379,318,228	
第1項　建設改良費	3,828,586,000	0	0	3,828,586,000	2,284,545,000	0	6,113,131,000	3,620,920,462	2,133,318,000	0	2,133,318,000	358,892,538	（うち仮払消費税及び地方消費税218,457,464円）
第2項　企業債償還金	6,012,932,000	0	0	6,012,932,000	0	0	6,012,932,000	6,003,276,497	0	0	0	9,655,503	
第3項　水利負担金	569,407,000	131,250,000	0	700,657,000	0	0	700,657,000	689,887,407	0	0	0	10,769,593	（うち仮払消費税及び地方消費税32,851,780円）
第4項　国庫補助金返還金	7,942,000	0	0	7,942,000	0	0	7,942,000	7,941,406	0	0	0	594	
第5項　出資金返還金	592,000,000	△ 592,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,995,341,477円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額244,297,717円、過年度分損益勘定留保資金 6,293,690,663円及び当年度純利益2,457,353,097円で補てんした。

２．平成27年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位　円）

１．営業収益			
(1) 分賦金	17,906,088,810		
(2) 受託工事収益	21,626,521		
(3) その他営業収益	9,573,500	17,937,288,831	
２．営業費用			
(1) 原水費	1,143,019,561		
(2) 浄水費	2,544,882,869		
(3) 配水費	2,460,204,481		
(4) 受託工事費	21,626,521		
(5) 総係費	1,242,571,172		
(6) 議会費及び監査費	13,162,727		
(7) 減価償却費	8,860,622,032		
(8) 資産減耗費	223,327,886	16,509,417,249	
営業利益			1,427,871,582
３．営業外収益			
(1) 受取利息	6,149,007		
(2) 補助金	80,118,000		
(3) 長期前受金戻入	1,250,658,295		
(4) 雑収益	148,410,033	1,485,335,335	
４．営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,054,430,621		
(2) 雑支出	20,550,904	2,074,981,525	△ 589,646,190
経常利益			838,225,392
５．特別利益			
(1) 固定資産売却益	394,529,705		
(2) その他特別利益	1,224,598,000	1,619,127,705	1,619,127,705
当年度純利益			2,457,353,097
前年度繰越欠損金			17,955,379,644
当年度未処理欠損金			**15,498,026,547**

３．平成27年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位　円）

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金					利益剰余金		
		補助金	受贈財産評価額	工事負担金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	未処理欠損金	利益剰余金合計	
前年度末残高	88,827,452,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 17,955,379,644	△ 17,955,379,644	73,355,310,161
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	88,827,452,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	（繰越欠損金） △ 17,955,379,644	△ 17,955,379,644	73,355,310,161
当年度変動額	1,102,414,000	0	0	0	0	0	2,457,353,097	2,457,353,097	3,559,767,097
出資金の受入	1,102,414,000	0	0	0	0	0	0	0	1,102,414,000
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	2,457,353,097	2,457,353,097	2,457,353,097
当年度末残高	**89,929,866,238**	**2,033,213,481**	**42,720**	**218,496,818**	**231,484,548**	**2,483,237,567**	**（当年度未処理欠損金） △ 15,498,026,547**	**△ 15,498,026,547**	**76,915,077,258**

４．平成27年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書（案）

（単位　円）

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	89,929,866,238	2,483,237,567	△ 15,498,026,547
議会の議決による処理額	0	0	0
処理後残高	**89,929,866,238**	**2,483,237,567**	**（繰越欠損金） △ 15,498,026,547**

5．平成27年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

（平成28年３月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

1．固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ．土地		7,939,896,148		
ロ．建物	17,730,034,089			
減価償却累計額	△ 7,716,031,761	10,014,002,328		
ハ．構築物	166,898,403,901			
減価償却累計額	△ 67,076,824,051	99,821,579,850		
ニ．機械及び装置	90,093,460,871			
減価償却累計額	△ 73,946,018,015	16,147,442,856		
ホ．車両運搬具	42,927,701			
減価償却累計額	△ 26,794,715	16,132,986		
ヘ．器具備品	960,518,053			
減価償却累計額	△ 655,642,450	304,875,603		
ト．建設仮勘定		3,658,239,582		
有形固定資産合計			137,902,169,353	
(2) 無形固定資産				
イ．水利権		24,662,095,404		
ロ．施設利用権		26,318,875		
ハ．電話加入権		1,082,281		
ニ．ソフトウェア		4,553,700		
無形固定資産合計			24,694,050,260	
(3) 投資その他の資産				
イ．出資金		69,856,000		
投資その他の資産合計			69,856,000	
固定資産合計				162,666,075,613
2．流動資産				
(1) 現金預金			11,800,609,862	
(2) 未収金			24,075,816	
(3) 貯蔵品			95,951,591	
(4) 前払金			9,702,920	
流動資産合計				11,930,340,189
資産合計				**174,596,415,802**

負　債　の　部

3.固定負債			
(1)企業債			
イ.建設改良費等の財源に充てるための企業債	56,272,390,329		
企業債合計		56,272,390,329	
(2)引当金			
イ.退職給付引当金	2,784,941,113		
引当金合計		2,784,941,113	
固定負債合計			59,057,331,442
4.流動負債			
(1)企業債			
イ.建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,720,667,503		
企業債合計		5,720,667,503	
(2)未払金		3,633,323,752	
(3)前受金		1,120,835	
(4)引当金			
イ.賞与引当金	138,821,293		
ロ.法定福利費引当金	25,158,922		
引当金合計		163,980,215	
(5)預り金		53,200,613	
流動負債合計			9,572,292,918
5.繰延収益			
(1)長期前受金		59,667,904,033	
収益化累計額		△ 30,616,189,849	
繰延収益合計			29,051,714,184
負債合計			97,681,338,544

資　本　の　部

6.資本金			89,929,866,238
7.剰余金			
(1)資本剰余金			
イ.補助金	2,033,213,481		
ロ.受贈財産評価額	42,720		
ハ.工事負担金	218,496,818		
ニ.その他資本剰余金	231,484,548		
資本剰余金合計		2,483,237,567	
(2)利益剰余金			
イ.当年度未処理欠損金	△ 15,498,026,547		
利益剰余金合計		△ 15,498,026,547	
剰余金合計			△ 13,014,788,980
資本合計			76,915,077,258
負債資本合計			**174,596,415,802**

◇議　会　告　示◇

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

阪神水道企業団議会
議長　久　元　喜　造

阪神水道企業団議会告示第１号

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団議会会議規則（昭和42年２月27日議決）の一部を次のように改正する。

改　正　後

（欠席の届出）

第２条　議員は、公務、疾病、出産その他の事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

別表（第121条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全体議員協議会	⑴　議案及び財政計画の審査 ⑵　議会運営上必要な協議又は調整 ⑶　規約の変更に関する協議 ⑷　企業団事業運営に係る重要事項に関する協議	全議員	議長。ただし、議長の職務を行うものがいないときは、事務局長。
議員協議会代表者会議		各市選出代表議員	
神戸市側議員協議会		神戸市選出議員	
尼崎市側議員協議会		尼崎市選出議員	
西宮市側議員協議会		西宮市選出議員	
芦屋市側議員協議会		芦屋市選出議員	
宝塚市側議員協議会		宝塚市選出議員	

改　正　前

（欠席の届出）

第２条　議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。

別表（第121条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全体議員協議会	⑴　議案及び財政計画の審査 ⑵　議会運営上必要な協議又は調整 ⑶　規約の変更に関する協議 ⑷　企業団事業運営に係る重要事項に関する協議	全議員	議長
神戸市側議員協議会		神戸市選出議員	
尼崎市側議員協議会		尼崎市選出議員	
西宮市側議員協議会		西宮市選出議員	
芦屋市側議員協議会		芦屋市選出議員	

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係

る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正は、平成29年４月１日から施行する。

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

以下の土地を郵便応募型条件付き一般競争入札により売払いを行う。

⑴　土地の表示

ア　所 在 地　　（物件番号１－１）神戸市東灘区住吉山手４丁目1647番11

イ　地　　目　　（物件番号１－１）宅地

ウ　土地面積　　（物件番号１－１）1,483.97㎡（実測）

⑵　売却希望価格　（物件番号１－１）355,412,000円
（予定価格）

２　契約上の特約

物件の売買契約には次の特約を付し、買受者はこれらの定めに従わなければならない。

⑴　売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

⑵　売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業及び同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

⑶　売却物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用に使用してはならない。

⑷　売却物件を破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

⑸　売買物件の所有権を移転する場合には、⑴から⑷までを書面により承継させるも

のとし、当該第三者に対して⑴から⑷までの定めに反する使用をさせてはならない。

⑹　売買物件を第三者に使用させる場合は、当該第三者に対して⑴から⑷までの定めに反する使用をさせてはならない。

⑺　⑴から⑷までについて、当企業団が必要であると認めるときは、実地調査等を行うこととし、買受者は調査に協力しなければならない。

⑻　⑴から⑹までの特約に違反したときは売買代金の３割、⑺の特約に違反したときは売買代金の１割を違約金として当企業団へ支払うこととする。

なお、違約金に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

⑼　⑴から⑺までの特約に違反したときは、⑻の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができる。買戻しの期間は、契約締結の日から５年間とする。また、原則として買戻しの特約登記をするものとする。

⑽　本件土地に現存するフェンス、ブロック塀、付属設備等の取壊し及び撤去は、買受者の費用負担と責任において実施するものとする。

⑾　本件土地南側に所在する建物の北側に窓があるため、本件土地に建物を建築する際、高さや位置によっては、プライバシー保護の観点から対策を講ずる必要が生ずる場合がある。このような場合は、当該建物所有者と協議の上、トラブル等が発生しないよう、必要な措置を講ずること。

⑿　本件土地は第３種風致地区に指定されているため、一定の緑地率の確保が必要となる。特に、本件土地に生えている竹については、近隣住民から景観上伐採しないよう、要望が出ていることに留意すること。

３　入札参加者の資格等

⑴　個人又は法人を問わない。

⑵　２者以上の共有名義で申し込むことができる。

⑶　申込みした者を買受者とする。

⑷　次のアからクまでに該当する者は、入札に参加することはできない。

ア　売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員又は暴力団の事務所その他これに類する用途に利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者

イ　売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業及び同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用しようとする者

ウ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

エ　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

オ　当該入札に係る土地に関する事務に従事する当企業団の職員

カ　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

キ　次の㈦から㈥までのいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

㈦　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

㈠　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者㈧　正当な理由なくして契約を履行しなかった者

㈥　㈦から㈧までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク　入札参加申込書を指定期日までに提出していない者

４　質問

質問があるときは、電子メールにより受付を行うものとし、口頭あるいは電話による質問には対応しない。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　平成29年１月20日㈮　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　平成29年１月25日㈬に阪神水道企業団ホームページ（http://www.hansui.org/)に掲載する。

５　入札参加申込手続

入札参加申込手続は郵送によるものとし、詳細については次のとおりとする。

⑴　受付期間　平成29年１月16日㈪から平成29年２月３日㈮まで（必着）

⑵　提 出 先　〒658－0073
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　総務部　財務課　管財係　電話(078)431－1976
※　封筒に「入札参加申込書類在中」と朱書きをすること。

⑶　提出書類　申込みに必要な書類のうち指定様式については、阪神水道企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「郵便応募型一般競争入札（土地売却）について」からダウンロードすること。

ア　郵便応募型一般競争入札（土地売却）参加申込書（指定様式）　１通
※　必要事項を記載し、印鑑登録済みの印（法人の場合、会社印ではなく代表者印）を押印すること。
なお、共有名義による申込みの場合には、全員の記名押印をすること。

イ　誓約書（指定様式）　１通

ウ　印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（原本）　１通

エ　市町村税の納税証明書（原本）　１通
※　直近の住民税及び固定資産税についてのもの

オ　入札保証金還付請求書（指定様式）　１通

カ　委任状（指定様式）（代理人による入札や契約を希望する場合のみ）

キ　成年後見制度における登記されていないことの証明書（個人による申込みの場

合）（原本）　１通

ク　破産に関する証明書（個人による申込みの場合）（原本）　１通

ケ　商業登記簿又は履歴事項全部証明書（法人による申込みの場合）（原本）　１通

上記ウ、エ、キ、ク及びケの証明書については、発行後３か月以内のものに限る。

※　共有名義で申し込む場合、上記イからケまでの提出書類は全員分を提出すること。

※　提出された書類は、理由にかかわらず一切返却しない。

⑷　申込方法　⑶に記載された提出書類一式を上記受付期間内に指定された受付場所へ郵送すること。

※　持参、電話、ＦＡＸ及び電子メールによる申込みは不可。

6　一般競争入札参加資格証

入札参加申込書等の審査の結果、入札参加資格を有すると認めた場合は平成29年２月10日㈮に「一般競争入札参加資格証」を送付することとする。

7　入札保証金

⑴　金　　額　入札書に記載する金額の100分の５以上の額（１円未満切り上げ）を納付すること。

⑵　納付方法　入札保証金は、当企業団が発行する「納入通知書兼領収証」をもって銀行振込みをすること。

なお、「納入通知書兼領収証（納入者保管用）」は入札の際必要となるので、紛失等がないよう大切に保管すること。

⑶　納付期限　平成29年２月22日㈬

⑷　取扱方法　落札者の入札保証金は、売買代金に充当することとする。また、落札者以外の入札保証金は、落札者決定後２週間以内に入札保証金還付請求書に記載された金融機関の預金口座に振り込む方法により還付することとする。

※　預かり期間の利息は付与しない。

※　入札保証金が納付期限までに納付されていない場合、入札は無効となるので、余裕をもって納付すること。

※　所定の「納入通知書兼領収証」以外の方法で入札保証金を納付した場合、入札は無効とする。

8　入札の方法

⑴　入札方法　郵便応募型一般競争入札

⑵　提出書類　ア　一般競争入札参加資格証（写）

イ　入札書（指定様式）

ウ　入札保証金の「納入通知書兼領収証」（写）

※　提出書類に不備があった場合、入札は無効とする。

⑶　提出部数　１部

※　封筒は、１件につき１通限りとし、入札書を封筒に２枚以上入れた場合は全て無効とする。

※　提出された入札書の書換え、引換え又は撤回を行うことはできない。

⑷　提出方法　書留郵便にて受付（持参及び指定した郵送方法以外【普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等】は受け付けない。）

⑸　受付期間　平成29年２月13日㈪から平成29年２月24日㈮まで（必着）

⑹　提出先　〒658－0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団　総務部　総務課　契約係　宛
※　入札参加申込書類の提出先とは異なるので注意すること。

9　開札の日時及び場所

⑴　開札日時　平成29年２月27日㈪午前10時から

⑵　開札場所　阪神水道企業団本庁舎１階　第３会議室

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

⑴　入札の参加に必要な資格のない者のした入札書

⑵　指定した日までに提出しなかった入札書

⑶　入札書の様式が指定様式でない入札書

⑷　一の入札に対して同一人物（代理人含む）が２通以上の入札書を提出したとき。

⑸　入札金額が加除訂正されている入札書

⑹　記名、押印のない入札書

⑺　一般競争入札参加申込書の申込者印と異なる印を押印した入札書

⑻　代理人が入札する場合、委任状の代理人印と異なる印を押印した入札書

⑼　代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

⑽　入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

⑾　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

⑿　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

⒀　記載した文字を容易に消すことのできる筆記用具を用いて記載した入札書

⒁　入札金額が売却希望価格（予定価格）未満の入札書

⒂　連合その他不正の行為があったと認められる入札書

⒃　入札保証金の額が入札金額の５％未満となる金額を記載した入札書

⒄　入札に必要な提出書類に不備のあった入札書

⒅　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

11　入札執行の延期

⑴　入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがある。

⑵　開札前に、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

⑶　入札参加者が１人である場合又は入札参加者が辞退により１人となった場合であ

っても入札は有効とし、再入札は行わない。

⑷　入札参加者がいなかった場合又は入札参加者が辞退によりいなくなった場合、入札の執行を延期又は中止することとする。

12　落札者の決定方法

落札者は、次の方法により決定する。

⑴　有効な入札を行った者のうち、入札金額が当企業団の定めた売却希望価格（予定価格）以上の価格で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、後日、入札保証金の未納付や入札者の資格の欠如など上記「10　入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い価格をもって入札した者を落札者とする。

※　入札の無効により入札参加者が１人となった場合又はいなくなった場合、上記「11　入札執行の延期」の⑶、⑷に定める事項によることとする。

⑵　有効な入札を行った者のうち、入札金額が当企業団の定めた売却希望価格（予定価格）以上の価格で、かつ、同価による最高入札者が２人以上あるときは、当該入札を行った者同士で再入札を行う。再入札に記載する金額は１回目の入札金額と同額を記載してもよいこととする。

※　再入札実施の方法は別途通知することとする。

再入札を行った結果、再び同価による最高入札者が２人以上ある時は、直ちにくじ引きによって落札者を決定することとする。この場合において、くじを引かない者があるときはこれに代えて当該入札事務に関係ない阪神水道企業団職員にくじを引かせるものとする。

13　入札結果の公表

⑴　入札参加者への通知は、開札日の翌日以降に書面にて行う。

⑵　開札会場では、落札金額のみを発表することとする。

⑶　入札結果公表の方法は、阪神水道企業団総務部総務課での閲覧及び阪神水道企業団ホームページ「入札・契約情報」への掲載により行う。

※　入札結果は、売買契約を締結し、所有権移転（売買代金を完納）後、速やかに公表することとする。

14　契約

⑴　契約の締結

ア　契約の締結に関する説明には、落札者本人又は委任を受けた代理人が出席しなければならない。

イ　土地売買契約は、契約の締結に関する説明を受けた日から５日以内に締結しなければならない。

※　売買契約は、落札者名義で締結することとする。また、共有名義で申込みしている場合は、共有者全員の名義で契約を締結することとする。

ウ　契約は当企業団が落札者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定する。

エ　落札者が契約を締結しない場合、落札はその効力を失い、落札者が納付した入

札保証金は、当企業団に帰属する。

⑵　契約保証金

ア　落札者が契約を締結したときは、落札者が納付した入札保証金は契約保証金に充当することとする。

イ　契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当することとする。

ウ　契約者が売買代金を支払期限までに納付しない等の理由により売買契約を解除した場合、契約保証金は当企業団に帰属する。

15　売買代金の納入

⑴　金　　額　売買代金から契約保証金を差し引いた額とする。

※　契約締結時に交付する「納入通知書兼領収書」をもって入金することとする。

⑵　納入期限　平成29年３月22日㈬

※　納入期限までに売買代金を完納していないときは、契約を解除することがある。このとき、契約保証金は当企業団に帰属する。

16　契約費用及び公租公課等

⑴　契約書に貼付する収入印紙の費用は、契約者の負担とする。

⑵　所有権の移転登記に必要な登録免許税は、契約者の負担とする。

⑶　契約者を義務者として課される公租公課その他一切の賦課金は、契約者の負担とする。

⑷　その他契約に要する費用は、契約者の負担とする。

17　所有権の移転及び土地の引渡し

⑴　所有権は売買代金完納と同時に移転するものとする。登記の手続は阪神水道企業団が行うが、登録免許税等の諸費用は契約者の負担とする。

※　登記に際して、契約者は印鑑証明書、住民票、代表者事項証明書等必要書類を提出しなければならない。

※　所有権移転登記は「入札参加申込書」に記載された名義でしか行わない。

⑵　土地の引渡しは現状有姿のまま行い、所有権の移転と同時に行われたものとする。また、土地の引渡しが確かに完了したことを証するため、契約者は、売買代金完納後速やかに「受領証」を提出しなければならない。

18　その他注意事項

⑴　現状有姿での売渡しとなるため、必ず事前に現地で現況等を確認し、不明な点については事前に関係機関に確認の上、入札に参加すること。

⑵　立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンス、囲障、擁壁、井戸その他地上、地下及び空中工作物の補修、撤去等に係る費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切企業団では行わない。

⑶　建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法及び売買物件の属する府、県、市の条例その他法令等の制限により、指導される場合や開発負担金等が必要となる場合があるため、事前に関係機関に確認しておくこと。

⑷　契約者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第

三者に譲渡してはならない。

⑸　売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、当企業団の責めに帰すことのできない事由により売買物件に滅失、毀損等損害が生じたときは、その損害は契約者の負担とする。

⑹　契約者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者に該当する場合は、契約締結の日から２年間、この権利を行使することができる。

⑺　契約者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、当企業団に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

⑻　上下水道、電気、都市ガス等供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修又は新たに敷地内への引込みを要することがあるが、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金等の支出等については、一切当企業団では行わないので、建築関係機関、供給処理施設の管理者等に問い合わせの上、契約者において対応すること。

⑼　越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて契約者において行うこと。（契約後に判明した場合も同様とする。）

⑽　入札参加申込者は、「平成28年度 郵便応募型一般競争入札（土地売却）入札説明書」の記載内容、物件調書及び売買契約書（標準様式）の各条項をすべて承知した上で、申込みすること。